



今！経営者が押さえておきたい

2024年 中小企業の適切な賃上げ率と 税制・助成金・補助金の活用



1. 中小企業の賃上げをめぐる状況
2. 賃上げ税制（税負担軽減）
3. 賃上げで活用できる助成金
4. 賃上げで活用できる補助金



1. 中小企業の賃上げをめぐる状況

今年の春闘では中小企業を含めた持続的な賃上げが焦点となっていますが、中小企業からは物価上昇や人件費の価格転嫁について悩む声が聞かれます。我々は、賃上げ水準をどれくらいで考えておけばよいのでしょうか。

POINT 2023年の賃上げは中小企業でも3%

2023年の春季労使交渉では、大手企業の賃上げ率が3.99%と30年ぶりの高さを記録し、中小企業でも賃上げ率が3.00%となりました。これは、政府労使の賃上げスタンスが一致したことや、業績好調、深刻な人手不足などが重なった結果であると言えます。

POINT 今後の中小企業における経営環境

2024年の春季労使交渉で、中小企業は原材料やエネルギー価格の高騰によるコスト増に悩んでいます。東京商工リサーチのアンケートでは、賃上げを行う企業は85%にのぼり、その中央値は3%です。厳しい人材獲得競争の中での人材確保と定着には賃上げが必要です。

POINT できれば5%、最低でも3%台後半の賃上げを実現したい

【2024年の物価上昇率 予測】

日本銀行	: 2.8%
ニッセイ基礎研究所	: 1.6%
市場予測平均	: 2.2%

日銀予測に中小企業の定期昇給平均1.9%を上乗せすると、賃上げ率は連合の要求率である5%以上が望ましいといえるでしょう。一方で、民間の予測する物価上昇が概ね2%であることから、できれば3%台後半～4%を目指したいところです。

2. 賃上げ税制（税負担軽減）

前年度と比較して一定の賃上げを行った法人に対して、増加額の一部が法人税から税額控除されます

税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算します。ただし、控除上限額は法人税額等の20%です。

賃上げ率と適用控除税率

全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

上乗せ要件① 教育給付費 +5% ⇒ 控除率+10%
上乗せ要件② くるみん、えるぼし2段階 ⇒ 控除率+10%

POINT 控除額の5年間繰り越しが可能に

賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額については、5年間の繰り越しが可能になります。ただし、税額控除の繰り越しをする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用が可能な点に注意が必要です。賃上げの際には積極的に活用しましょう。

3. 賃上げで活用できる助成金

業務改善助成金は、生産性を向上させるための設備投資や人材育成を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げるときに、その費用の一部を助成してもらえらる制度です。

※以下、令和6年3月1日時点の情報となります。最新情報は以下HPもご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

POINT 対象要件

1. 申請をする事業の事業内道府県ごとの地域別最低賃金額との差額が50円以内である
2. 解雇、賃金引き下げなどの不交付要件がない
⇒賃金引上げ計画と設備投資等の計画を立て申請

POINT 助成額

設備投資等の費用×助成率

と 助成上限額

の、いずれか低い方

助成率は事業場内最低賃金が900円未満なら9/10、900円以上950円未満なら4/5、950円以上は3/4

4. 賃上げで活用できる補助金

政策により生産性の向上と賃上げを目指す企業に対して、補助金の支給額拡大枠が設けられています

設備投資を検討している場合には、制度を最大限活用することで、中小企業は賃上げの負担を軽減しながら、成長を図ることができます。



CHECK ものづくり補助金

革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を最大4,000万円補助してもらえます。また、一定の賃上げを行った事業者に対し、さらに補助上限額が100万円～1,000万円引き上げられます。

- 省力化（オーダーメイド）枠
- 製品・サービス高付加価値化枠
 - 通常類型
 - 成長分野進出類型（DX・GX）
- グローバル枠

POINT 基本要件

以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定・提出します。

- (1) 給与支給総額の増加
給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加
- (2) 最低賃金の引き上げ
事業場内最低賃金を、毎年、地域別最低賃金+30円以上の水準とする
- (3) 付加価値額の増加
事業者全体の付加価値額を年平均成長率3%以上増加



POINT 大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例

大幅な賃上げ（基本要件+年平均成長率4.5%以上、事業場内最低賃金を毎年、年額+50円以上増額等）を満たす事業者は、補助上限額を引き上げ。

CHECK 事業再構築補助金

事業再構築補助金は、経済社会の変化に対応するための思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。

- 最低賃金枠
- 物価高騰対策・回復再生応援枠
- 産業構造転換枠
- 成長枠
- グリーン成長枠
 - エントリー
 - スタンダード
- サプライチェーン強靱化枠



このうち、成長枠とグリーン成長枠は大幅な賃上げにより補助率が拡大されます。また、さらなる大幅な賃上げの要件に適合すれば、大規模賃金引上促進枠への同時申込が可能です。

POINT 基本要件

以下の必須要件の他、各枠ごとの要件を満たすことが必要です。

- (1) 事業計画について
認定経営革新等支援機関の確認を受ける。
- (2) 付加価値額を向上させる
補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%以上、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%以上増加させる。